

別表第2（第2条関係）

就業に関する要件		提出書類
1	就業先が長崎県内に所在し、当該就業先に就業から3月以上継続して勤務していること。	就業証明書
2	申請日の1年前の日後に長崎県内での個人事業の開業若しくは法人の設立又は長崎県内への法人の移転を行い、かつ、引き続き当該個人又は法人の事業活動を行っていること。	個人事業の開業届又は法人設立届書の写し（法人の移転にあつては、所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書又は異動届出書の写し）
3	申請日の1年前の日後から長崎県内において新規で農林水産業に就業している者（就業に関し他の補助金等の交付を受けている者又は受ける予定の者を除く。）であること。	当該就業が確認できる書類